

四半期報告書

(第12期第1四半期)

自 平成22年7月1日

至 平成22年9月30日

株式会社ブロードバンドタワー

(E05494)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社ブロードバンドタワー

【英訳名】 BroadBand Tower, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 大 和 敏 彦

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル

【電話番号】 03-5573-8181 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理統括 角 田 良 平

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル7階

【電話番号】 03-5573-8181 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理統括 角 田 良 平

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 6月30日
売上高 (千円)	2,809,063	3,514,310	12,812,964
経常利益 (千円)	61,245	217,949	704,167
四半期(当期)純利益 (千円)	33,790	192,888	292,963
純資産額 (千円)	5,525,222	6,068,859	5,853,381
総資産額 (千円)	8,458,100	9,144,817	8,341,948
1株当たり純資産額 (円)	57,053.93	61,687.05	59,672.50
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	369.55	2,038.99	3,134.28
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	367.56	2,015.72	3,099.92
自己資本比率 (%)	63.4	63.9	67.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	243,116	290,999	995,190
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△126,462	△32,899	△341,789
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△120,087	△206,373	△827,891
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	3,449,672	3,329,675	3,277,949
従業員数 (名)	104	103	103

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	103 (9)
---------	---------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び派遣社員を含み、嘱託契約の従業員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	84 (1)
---------	--------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び派遣社員を含み、嘱託契約の従業員を除いています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
	金額(千円)	
コンピュータプラットフォーム事業	2,106,544	—
Eコマースプラットフォーム事業	1,407,765	—
合計	3,514,310	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ヤフー株式会社	1,206,262	42.9	1,172,957	33.4

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国経済の回復を追い風に、大企業を中心とした設備投資計画が前年度比でプラスになるなど、抑制されていた設備投資にも持ち直しの動きが出てきております。

しかしながら、海外経済の下振れや円高の進行などが今後の企業収益に影響を与える可能性があり、経済環境は引き続き厳しい状況にあります。当社を取り巻く環境におきましても、データセンターの過剰感や競争激化による価格の下落が続いております。

このような厳しい状況のなか、当社グループでは新規顧客の獲得を進めるとともに、高付加価値サービスの研究・開発に注力し、ホスティングサービス・クラウドサービスを中心とした「アプリケーションプラットフォームサービス」の拡充、主力プロダクトである「Isilon」のストレージ機器販売、ECシステム構築・運用サービス及びTVショッピング支援事業を行うEコマースプラットフォームサービスの更なる拡大を行ってまいりました。また、西梅田サイトにつきましては、株式会社大塚商会様とのパートナーシップ締結をきっかけとして、稼働率は堅調に向上しております。

こうした事業活動の結果、当第1四半期連結会計期間における当社グループの売上高は3,514百万円（前年同四半期比25.1%増加）となりました。利益につきましては、前期より継続的に取り組むデータセンターに関わるコスト削減施策により、営業利益は223百万円（前年同四半期比225.1%増加）、経常利益は217百万円（前年同四半期比255.9%増加）四半期純利益は192百万円（前年同四半期比470.8%増加）と大幅増益になりました。

なお、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び同適用指針（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）の適用に伴い、特別損失として202百万円を計上しております。これは、当社が運営するデータセンターと事務所において、賃貸借契約終了後の原状回復義務に係る費用の見積額であります。

当第1四半期連結会計期間におけるセグメントの概況は以下のとおりであります。

① コンピュータプラットフォーム事業

スペースサービスにおきましては、ラックの販売単価下落及び既存顧客のコスト削減による縮小が続いており、新規顧客や既存顧客のラックの増設はあったものの対前年同四半期での売上高は減少いたしました。一方、システムの設計から運用監視までトータルなサポートを提供する高付加価値サービスのフレックスホスティングは、既存顧客拡大及び新規顧客の獲得により売上高は順調に伸長しました。また、当社の主力プロダクトである「Isilonシリーズ」のストレージ機器販売は、企業のIT設備投資が底を脱しつつあることもあり、売上高は徐々に回復してきております。これにより、コンピュータプラットフォーム事業全体では売上高は増加しました。

その結果、売上高は2,106百万円、営業利益については154百万円となりました。

なお、クラウド関連サービスとしては、SaaS事業者を対象とした「Flex-AC（フレックスエーシー）」、お客様のPC環境をクラウド化するシンククライアント技術を利用した「Flex-Enterprise（フレックスエンタープライズ）」を発表してまいりましたが、新たにオープンソースによるエンタープライズ指向のクラウドサービス「Flex Cloud（フレックスクラウド）」によって、クラウドコンピューティング市場へ本格参入する準備をしております。また、この「Flex Cloud」戦略を加速させるべく、ネットワークサービスの体制強化も行ってまいります。

② Eコマースプラットフォーム事業

連結子会社である株式会社ビービーエフにおいて、ECシステム構築支援・運用サービスを展開しておりますが、既存ECサイトの売上高の増加に加え、有名ブランドの獲得など新規顧客の増加により、取り扱いブランド数は当第1四半期連結会計期間末現在において286ブランドまで増加しております。

平成21年6月に開始したTVショッピング支援事業は、好調なテレビショッピング市場に支えられ、順調に伸長しております。また、海外展開への足掛かりとして、台湾でのTVショッピング支援を試験的に開始しました。売上規模はまだ小さいですが、確実に成長させていく予定です。

その結果、売上高は1,407百万円、営業利益は68百万円となり、継続的な成長を続けております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ802百万円増加し、9,144百万円となりました。これは主に、売掛金の増加107百万円、「資産除去債務に関する会計基準」の適用等による有形固定資産の増加301百万円及び繰延税金資産の増加261百万円によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ587百万円増加し、3,075百万円となりました。これは主に、買掛金の増加320百万円、長期借入金の減少202百万円及び「資産除去債務に関する会計基準」の適用による資産除去債務の増加572百万円によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ215百万円増加し、6,068百万円となりました。これは主に、四半期純利益の計上による利益剰余金の増加192百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末と比較して51百万円増加し、3,329百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、290百万円（前年同四半期比19.7%増）となりました。これは主に、減価償却費94百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額202百万円及び仕入債務の増加額320百万円等の増加要因に対し、売上債権の増加額80百万円、棚卸資産の増加額75百万円及び法人税等の支払額195百万円等の減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、32百万円（前年同四半期比74.0%減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出19百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、206百万円（前年同四半期比71.9%増）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出202百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しについて、重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000
計	320,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	101,544	101,594	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用しておりませ ん。
計	101,544	101,594	—	—

(注) 第1四半期会計期間末現在の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」）であります。

なお、大阪証券取引所（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」）は、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月28日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	179 (注) 1, 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	895 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,043 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,043 資本組入額 16,022 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

調整後株式数 =
$$\frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×
$$\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×
$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- ① 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。
 - ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
 - ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア)対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ)対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ)対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ)対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
 - ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できることができるものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
 - ④ その他の消却事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成16年12月22日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	52 (注)1, 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注)2, 5
新株予約権の行使期間	自 平成18年12月23日 至 平成23年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。

(ア)対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合

(イ)対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合

(ウ)対象者である当社の使用人が、定年退職した場合

(エ)対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合

- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できることができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 4 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
- ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- ④ その他の消却事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成17年3月17日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	20 (注) 1, 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 平成19年3月18日 至 平成24年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。

(ア)対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合

(イ)対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合

(ウ)対象者である当社の使用人が、定年退職した場合

(エ)対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合

- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できることができるものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
 - ④ その他の消却事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

② 新株予約権

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年9月19日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	777 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	777
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,650 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成22年12月26日 至 平成27年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,650 資本組入額 16,325
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)を次の算式により調整し(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とします。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し(1株

未満の端数は切り捨て)、当該時点で行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とします。

- 2 ① 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストック・オプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

- ② 本項で規定される行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とします。

本項に規定される行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とします。

- ③ 本項に従い新株予約権の行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによることとします。

調整後行使価額は、(i)当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権および新株引受権の行使により新株を発行する場合を除く）は払込期日の翌日以降（ただし、株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、(ii)株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、(iii)株式併合の場合は会社法第219条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用することとします。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該議案が承認された株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合には、調整後行使価額は、当該議案が承認された株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用することとします。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割の基準日の翌日から当該議案が承認された株主総会の終結の日までに新株予約権者が新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という）場合、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を新株予約権者に発行または移転することとします。この場合、計算の結果生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{新規発行または移転株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times (\text{承認前行使株式数})}{\text{調整後行使価額}}$$

- ④ 本項に従い行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知することとします。

ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知することとします。

- 3 新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 権利を付与された者（以下「新株予約権者」という）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。

- ② 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。

- ③ 新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社または当社グループ会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。

- ④ 前号の地位を喪失した場合でも、以下に定める事由が認められる場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できるものとする。

(ア) 当社または当社子会社の取締役、監査役である新株予約権者が、任期満了を理由に退任した場合

(イ) 当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合により転籍した場合

(ウ) 当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、定年退職した場合

(エ) 当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合

- ⑤ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

- ⑥ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。

ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。

- ⑦ その他新株予約権の行使の条件は、当社定時株主総会（平成20年9月19日開催）および当社取締役会決議（平成20年12月24日開催）に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 4 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 新株予約権の取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができることとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日(注)	105	101,544	1,682	2,301,527	1,682	2,284,815

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,880	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,559	94,559	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	101,439	—	—
総株主の議決権	—	94,559	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が1株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の名義書換失念株式の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ブロードバンド タワー	東京都港区赤坂四丁目2 番6号住友不動産新赤坂 ビル	6,880	—	6,880	6.77
計	—	6,880	—	6,880	6.77

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月
最高(円)	93,500	89,900	61,500
最低(円)	67,100	58,200	53,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場(ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」)におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,329,675	3,277,949
売掛金	1,717,929	1,610,855
商品及び製品	198,926	122,931
その他	306,267	310,594
貸倒引当金	△3,413	△3,699
流動資産合計	5,549,386	5,318,631
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,397,095	1,067,152
機械及び装置（純額）	264,847	275,980
工具、器具及び備品（純額）	428,668	447,940
リース資産（純額）	27,140	24,938
有形固定資産合計	※1 2,117,752	※1 1,816,010
無形固定資産		
のれん	19,065	23,832
その他	70,316	66,620
無形固定資産合計	89,381	90,452
投資その他の資産	1,388,296	1,116,852
固定資産合計	3,595,431	3,023,316
資産合計	9,144,817	8,341,948
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,079,668	759,004
1年内返済予定の長期借入金	※2 405,000	※2 405,000
未払法人税等	73,106	201,907
賞与引当金	6,752	—
その他	321,910	304,815
流動負債合計	1,886,437	1,670,727
固定負債		
長期借入金	※2 607,500	※2 810,000
資産除去債務	572,052	—
その他	9,968	7,839
固定負債合計	1,189,520	817,839
負債合計	3,075,958	2,488,566

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,301,527	2,299,844
資本剰余金	2,284,815	2,283,133
利益剰余金	2,609,427	2,416,538
自己株式	△1,348,480	△1,348,480
株主資本合計	5,847,290	5,651,037
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△7,747	△8,465
評価・換算差額等合計	△7,747	△8,465
新株予約権	10,696	9,737
少数株主持分	218,619	201,072
純資産合計	6,068,859	5,853,381
負債純資産合計	9,144,817	8,341,948

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	2,809,063	3,514,310
売上原価	2,413,557	2,975,003
売上総利益	395,505	539,306
販売費及び一般管理費	※1 326,790	※1 315,884
営業利益	68,714	223,422
営業外収益		
受取利息	666	763
為替差益	985	5,866
業務受託手数料	2,544	3,526
その他	92	1,445
営業外収益合計	4,289	11,602
営業外費用		
支払利息	11,752	6,867
出資金評価損	—	9,969
その他	5	237
営業外費用合計	11,758	17,074
経常利益	61,245	217,949
特別利益		
その他	0	—
特別利益合計	0	—
特別損失		
固定資産除却損	※2 70	※2 5,253
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	202,156
その他	—	10
特別損失合計	70	207,420
税金等調整前四半期純利益	61,175	10,529
法人税、住民税及び事業税	11,821	62,515
法人税等調整額	6,974	△262,421
法人税等合計	18,795	△199,906
少数株主損益調整前四半期純利益	—	210,435
少数株主利益	8,589	17,547
四半期純利益	33,790	192,888

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	61,175	10,529
減価償却費	97,633	94,844
のれん償却額	4,766	4,766
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,438	△286
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	6,752
受取利息及び受取配当金	△666	△763
支払利息	11,752	6,867
固定資産除却損	—	5,253
株式報酬費用	1,780	959
出資金評価損	—	9,969
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	202,156
売上債権の増減額 (△は増加)	△83,598	△80,289
たな卸資産の増減額 (△は増加)	55,868	△75,994
仕入債務の増減額 (△は減少)	148,651	320,664
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△21,472	△16,755
その他	20,084	10,802
小計	297,414	499,476
利息及び配当金の受取額	666	763
利息の支払額	△17,467	△13,501
法人税等の支払額	△37,496	△195,739
営業活動によるキャッシュ・フロー	243,116	290,999
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△24,908	△19,178
ソフトウェアの取得による支出	△1,554	△8,801
投資有価証券の取得による支出	△100,000	△5,000
その他	—	80
投資活動によるキャッシュ・フロー	△126,462	△32,899
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△202,500	△202,500
設備関係割賦債務の返済による支出	△2,470	△2,521
リース債務の返済による支出	△4,548	△4,655
株式の発行による収入	89,431	3,303
財務活動によるキャッシュ・フロー	△120,087	△206,373
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,433	51,725
現金及び現金同等物の期首残高	3,453,106	3,277,949
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,449,672	※ 3,329,675

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益が7,179千円、税金等調整前四半期純利益が209,335千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は569,473千円であります。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は金額的重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は70千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、2,259,868千円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、2,174,788千円であります。
※2 借入コミットメントライン契約 コミットメントライン 契約の総額 2,500,000千円 借入実行残高 2,025,000千円 未実行残高 475,000千円	※2 借入コミットメントライン契約 コミットメントライン 契約の総額 2,500,000千円 借入実行残高 2,025,000千円 未実行残高 475,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 100,263千円 業務委託料 71,867千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 100,292千円
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 70千円	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 5,214千円 機械及び装置 39千円 計 5,253千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の範囲と現金及び預金勘定は一致しております。	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の範囲と現金及び預金勘定は一致しております。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	101,544

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	6,880

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第1四半期連結会計期間末残高 提出会社 10,696千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	コンピュータプラットフォーム事業 (千円)	Eコマースプラットフォーム事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	2,011,228	797,835	2,809,063	—	2,809,063
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,658	1,440	4,098	(4,098)	—
計	2,013,886	799,275	2,813,161	(4,098)	2,809,063
営業利益	34,388	34,288	68,677	37	68,714

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
コンピュータプラットフォーム事業	スペースサービス、インターネット接続サービス、運用監視サービス、ホスティングサービス、アプリケーションサービス、データセンター運用受託サービス、プロダクト販売、コンサルティングサービス
Eコマースプラットフォーム事業	ECシステム構築支援・運用サービス、TVショッピング支援事業、コンテンツ配信サービス、コンテンツ企画・製作、サイト構築支援

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

当第1四半期連結累計期間において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成されており、各社において取り扱う製品・サービスについての包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は各会社を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、「コンピュータプラットフォーム事業」及び「Eコマースプラットフォーム事業」の2つを報告セグメントとしております。

「コンピュータプラットフォーム事業」は、スペースサービス、インターネット接続サービス、運用監視サービス、ホスティングサービス、データセンター運用受託サービス、プロダクト販売、コンサルティングサービス等を提供しております。「Eコマースプラットフォーム事業」は、ECシステム構築支援・運用サービス、TVショッピング支援事業等を提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	コンピュータプラットフォーム事業	Eコマースプラットフォーム事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,106,544	1,407,765	3,514,310	—	3,514,310
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,718	1,440	4,158	(4,158)	—
計	2,109,262	1,409,205	3,518,468	(4,158)	3,514,310
セグメント利益	154,843	68,542	223,386	36	223,422

(注) 1 セグメント利益の調整額36千円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：千円)

科目	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
長期借入金	607,500	603,518	3,981	(注)

(注) 長期借入金の時価の算定方法

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年6月30日)	
1株当たり純資産額	61,687.05円	1株当たり純資産額	59,672.50円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	369.55円	1株当たり四半期純利益金額	2,038.99円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	367.56円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,015.72円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	33,790	192,888
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	33,790	192,888
期中平均株式数(株)	91,438	94,600
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	493	1,092
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	前連結会計年度において希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった、第2回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数360株)、第3回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数185株)及び第7回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数907株)は、当第1四半期連結累計期間において希薄化効果を有しているため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めております。	

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高が、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月10日

株式会社ブロードバンドタワー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上隆司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原井武志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月10日

株式会社 ブロードバンドタワー

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

井上隆司 

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

原井武志 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月 8日

株式会社ブロードバンドタワー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上隆司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原井武志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【会社名】 株式会社ブロードバンドタワー

【英訳名】 BroadBand Tower, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 大 和 敏 彦

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役執行役員社長大和敏彦は、当社の第12期第1四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。